

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人シンエイ福祉会の役員、評議委員および評議委員選任・解任委員の報酬および費用弁償に関する事項を定めるとします。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対しては当該業務に係る給与を支払うものとし、役員および評議員は無償とするものとします。

(支給額)

第3条 前条において役員および評議員に報酬を支給する場合の報酬額は、別途定めるものとします。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払うものとします。

(費用弁償)

第5条 役員が理事会またはその他の会議に出席するため、評議委員が評議委員会またはその他の会議に出席するため、または評議委員選任解任委員会の委員が委員会またはその他の会議に出席するため、あるいは役員、評議委員または委員が法人の業務のために出張等を行ったときは、その費用を弁償するものとします。

2、費用弁償額は役員の実居住地から計算した交通費の実費相当額とします。

3、理事会および評議員会等に出席するための日当および宿泊手当等は次のとおりとします。

日当	1日につき5000円
宿泊手当	1日につき8000円
研修参加費	実費

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を要するものとします。

附 則

1、この規程は、平成24年6月2日から施行するものとします。

なお、平成24年4月1日の理事会における役員の日当は5000円とします。

2、この改正規程は、平成29年4月1日から施行するものとします。